7　通算親法人が、他の通算法人の地方法人税の申告に関する事項の処理として、申告書記載事項又は添付書類記載事項を、電子情報処理組織を使用する一定の方法により提供した場合には、他の通算法人は、これらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供したものとみなす。（地方法人税法第三〇条関係）

8　通算法人は、他の通算法人の地方法人税について連帯納付の責めに任ずる。（地方法人税法第三一条関係）

五　相続税法の一部改正

賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた贈与税の申告書の提出に係る無申告加算税の賦課決定について、その提出がされた日から三月を経過する日まで、行うことができることとした。（相続税法第三六条関係）

六　消費税法の一部改正

1　事業者が、高額特定資産又は自ら建設等をした一定の棚卸資産（以下「調整対象自己建設高額資産」という。）について、納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間から当該課税期間（調整対象自己建設高額資産にあっては、建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、小規模事業者の納税義務の免除の特例及び中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）は、適用しないこととした。（消費税法第一二条の四及び第三七条関係）

2　居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除制度を適用しないこととする。（消費税法第三〇条関係）

㈡　右記㈠により仕入税額控除制度を適用しないこととされた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について、当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から同日の属する課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間（以下「第三年度の課税期間」という。）の末日までの間に当該居住用賃貸建物を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、当該居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に一定の方法により計算した課税賃貸割合又は課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間又は当該譲渡をした日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。（消費税法第三五条の二関係）

3　法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限については、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とすることとした。（消費税法第四五条の二関係）

4　住宅の貸付けに係る契約において、当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかなときは、当該住宅の貸付けについて消費税を非課税とすることとした。（消費税法別表第一関係）

七　消費税法の一部改正

法人の確定申告書の提出期限の特例について、連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（消費税法第四五条の二関係）

八　酒税法の一部改正

1　酒類の製造免許に係る最低製造数量基準について、輸出するために清酒を製造しようとする場合には、最低製造数量基準（改正前六〇キロリットル）を適用しないこととした。（酒税法第七条関係）

2　酒類の製造免許等の承継制度について、酒類の製造免許等を承継することができる者の範囲に、事業譲渡によりその事業の全部を承継した者を加えることとした。（酒税法第一九条関係）

3　輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（酒税法第二九条関係）

たばこ税法の一部改正

㈠　一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこの一本を紙巻たばこの一本に換算する方法とする。（たばこ税法第一〇条関係）

㈡　右記㈠の見直しに伴い、令和二年一〇月一日から令和三年九月三〇日までの間について、右記㈠の改正の対象を一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこの一本を紙巻たばこの〇・七本に換算する方法とする経過措置を講ずる。（附則第四九条関係）

2　輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（たばこ税法第一四条関係）

一〇　揮発油税法の一部改正

輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書及び輸出証明書の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（揮発油税法第一五条関係）

一一　石油ガス税法の一部改正

輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書及び輸出証明書の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（石油ガス税法第一一条関係）

一二　石油石炭税法の一部改正

輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（石油石炭税法第一一条関係）

一三　国税通則法の一部改正

1　連結納税制度の見直しに伴い、通算法人の法人税等に関する調査に係る他の通算法人に対する質問検査権の整備を行うこととする等の措置を講ずることとした。（国税通則法第二条、第一五条、第一九条、第六五条、第七一条、第七四条の二及び第七四条の一一関係）

2　賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付（調査による更正決定又は納税の告知を予知してされたものを除く。）に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から三月を経過する日まで、行うことができることとするとともに、これらの賦課決定により納付すべき国税の消滅時効について所要の整備を行うこととした。（国税通則法第七〇条及び第七二条関係）

3　国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限について、次の見直しを行うこととした。（国税通則法第七一条及び第七二条関係）

㈠　次の(1)に掲げる事由が生じた場合において、次の(2)に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から三年間は、行うことができることとする。

(1)　国税庁等の当該職員が納税者に国外取引（非居住者若しくは外国法人との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引又は非居住者若しくは外国法人が提供する場を利用して行われる資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。）又は国外財産に関する書類（その電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六〇日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかったこと（納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

(2)　国税庁長官（その委任を受けた者を含む。）が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に右記(1)の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合（その情報提供要請が更正決定等をすることができないこととなる日の六